

平成28年1月20日

平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等

平成27年12月24日に閣議決定された「平成28年度税制改正の大綱」等に関連して、現段階における平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について、別添のとおり地方団体に連絡しました。

自治税務局企画課

滝理事官、榎戸係長

代表 03-5253-5111 内 23512、23514

直通 03-5253-5658

FAX 03-5253-5659

事 務 連 絡

平成28年1月20日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「平成28年度税制改正の大綱」について平成27年12月24日に閣議決定したところであります。また、これに先立ち、「平成28年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成27年12月16日にとりまとめられたところであります。

現在、「平成28年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところでありますが、さしあたり現段階における平成28年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

事 務 連 絡

平成28年1月20日

各都道府県税制担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県財政担当課
各都道府県議会事務局
各指定都市税制担当課
各指定都市財政担当課
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治税務局 企 画 課
都道府県税課
市町村税課
固定資産税課

平成28年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての
留意事項等について

政府は、「平成28年度税制改正の大綱」について平成27年12月24日に閣議決定したところであります。また、これに先立ち、「平成28年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党決定）が平成27年12月16日にとりまとめられたところであります。

現在、「平成28年度税制改正の大綱」に沿って、地方税制に関する所要の法令案の作成を急いでいるところでありますが、さしあたり現段階における平成28年度地方税制改正の留意事項等について、別紙のとおりお知らせするとともに、今後の地方税務行政の運営に当たっての留意事項等についても併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

(別紙)

第一 平成28年度地方税制改正

平成28年度地方税制改正においては、経済の好循環を確実なものとするため、成長志向の法人税改革の一環として法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大等のための税制上の措置を講ずることとしている。また、地方創生の推進等を図るため地方法人課税の偏在是正に向けた措置等を講ずるとともに、消費税率(国・地方)10%引上げ時の平成29年4月に自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入するなど車体課税の見直し等のための税制上の措置を講ずることとしている。

1 留意事項

平成28年度地方税制改正については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 法人住民税・法人事業税

① 法人税改革(法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大)

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人に係る法人事業税所得割の税率を引き下げるとともに、外形標準課税(付加価値割、資本割)を、現行(平成27年度)の8分の3から8分の5に拡大することとし、具体的には以下のとおり措置を講ずることとしていること。

ア 法人事業税の税率の改正

資本金1億円超の普通法人の法人事業税の標準税率を次のとおりとすること。

		現行	改正案
		平成27年度	平成28年度～
付加価値割		0.72%	1.2%
資本割		0.3%	0.5%
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	1.9% (0.3%)
	年400万円超 800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	2.7% (0.5%)
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	3.6% (0.7%)

(注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」(平成20年法律第25号)適用後の税率。

(注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率(年800万円以下の所得に対する税率)の適用はない。

イ 地方法人特別税の税率の改正

資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率を次のとおりとすること。

	現行	改正案
	平成 27 年度	平成 28 年度
地方法人特別税	93.5%	414.2%

ウ ア及びイの税率の改正は、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用することとしていること。

また、アに対応して、法人事業税の超過課税を行っている団体にあつては、超過課税分を含めた税率の改正を行うこととなるので、当該超過課税についても十分検討し、適切な対応をお願いしたいこと。また、納税義務者等への周知についても併せてご配慮いただきたいこと。なお、「地方法人特別税等に関する暫定措置法」適用後の所得割に係る制限税率を標準税率の 2 倍（現行 1.2 倍）に引き上げることとしていること。

エ 負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、付加価値額が 40 億円未満の法人について、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り、当該負担増となる額を軽減することとし、具体的には以下のとおりの措置を講ずることとしていること。

(ア) 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成 28 年 3 月 31 日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額を超える場合にあつては、次の額をそれぞれ当該年度に係る事業税額から控除すること。

a 付加価値額が 30 億円以下の法人についてはその超える額に 4 分の 3 の割合を乗じた額。

b 付加価値額が 30 億円超 40 億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて 4 分の 3 から 0 の間の割合を乗じた額。

(イ) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が 40 億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成 28 年 3 月 31 日現在の付加価値割及び資本割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額と同日現在の所得割の税率に同日現在の地方法人特別税相当分の率を加えた率を当該事業年度の所得割の課税標準に乗じて計算した額との合計額を超える場合にあつては、次の額をそれぞれ当該年度に係る事業税額から控除すること。

a 付加価値額が 30 億円以下の法人についてはその超える額に 2 分の 1 の割合を乗じた額。

- b 付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じた額。
- (ウ) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割及び資本割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した額と同日現在の所得割の税率に同日現在の地方法人特別税相当分の率を加えた率を当該事業年度の所得割の課税標準に乗じて計算した額との合計額を超える場合にあっては、次の額をそれぞれ当該年度に係る事業税額から控除すること。
 - a 付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に4分の1の割合を乗じた額。
 - b 付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に付加価値額に応じて4分の1から0の間の割合を乗じた額。

② 地方法人課税の偏在是正

地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、消費税率(国・地方)10%段階において、法人住民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税の税率を引き上げ、その税込額を交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れ、地方交付税原資とすることとしていること。また、地方法人特別税・譲与税を廃止し、全額法人事業税に還元するほか、法人事業税額の一部を都道府県が市町村に交付する法人事業税交付金を創設することとしていること。

ア 法人住民税法人税割の税率の改正

法人住民税法人税割の税率を次のとおりとし、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

	現 行		改 正 案	
	[標準税率]	[制限税率]	[標準税率]	[制限税率]
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

イ 地方法人税の税率の改正

地方法人税の税率を10.3%(現行:4.4%)に引き上げ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用する。

ウ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止

(ア) 平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税は廃止し、法人事業税に還元する。

(イ) 地方法人特別譲与税は、平成30年8月譲与分をもって廃止する。

エ 法人事業税交付金の創設

平成29年度から、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度を創設する。

(ア) 道府県は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付する。ただし、平成29年度の交付率については、所要の経過措置を講ずる（(イ)においても同様とする）。

(イ) 都は、納付された法人事業税の額の100分の5.4に相当する額を市町村に対して交付し、特別区相当分については、特別区財政調整交付金の財源とする。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の市町村に対する交付については、従業者数を基準として行う。ただし、平成29年度から平成31年度までの間は、法人市町村民税法人税割額も基準として用いる経過措置を講ずる。

③ 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の創設

「地域再生法」（平成17年法律第24号）の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、「地域再生法」の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、「地域再生法」の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、法人事業税及び法人住民税から次のとおりそれぞれ税額控除ができる措置を講ずることとしていること。

ア 平成29年3月31日までに開始する事業年度については、当該寄附金の合計額の10%を当該事業年度に係る法人事業税額から、当該合計額の5%を当該事業年度に係る法人道府県民税法人税割額から、当該合計額の15%を当該事業年度に係る法人市町村民税法人税割額からそれぞれ税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人事業税額の20%、法人道府県民税法人税割額の20%、法人市町村民税法人税割額の20%を上限とする。

イ 平成29年4月1日以後に開始する事業年度については、当該寄附金の合計額の10%を当該事業年度に係る法人事業税額から、当該合計額の2.9%を当該事業年度に係る法人道府県民税法人税割額から、当該合計額の17.1%を当該事業年度に係る法人市町村民税法人税割額からそれぞれ税額控除ができることとする。ただし、控除税額は、当期の法人事業税額の15%、法人道府県民税法人税割額の20%、法人市町村民税法人税割額の20%を上限とする。

なお、法人税において、「地域再生法」の改正を前提に、青色申告書を提出する法人が、「地域再生法」の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に、「地域再生法」の認定地域再生計画に記載された同法の地方創生推進寄附活用事業（仮称）に関連する寄附金を支出した場合には、その支出した寄附金の額の合計額の20%からその寄附金の支出について法人住民税法人税割の額から控除される金額を控除した金額とその支出した寄附金の額の合計額の10%とのうちいずれか少ない金額の税額控除ができることとされていること。ただし、控除税額は、当期の法人税額の5%を上限とされていること。

- ④ 次のアからウに掲げる場合における法人の事業税の課税標準の算定に係る従業者数については、当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値）によることとしていること。

ア 内国法人が事業年度の中途において国外の事業を開始又は廃止した場合

イ 資本金 1 億円超の普通法人が事業年度の中途において非課税事業又は収入金額課税事業を開始又は廃止した場合

ウ 非課税事業又は収入金額課税事業を行う資本金 1 億円超の普通法人が事業年度の中途においてその他事業を開始又は廃止した場合

課税標準の算定期間の中途において国外の事業を開始又は廃止した場合には、国内に主たる事務所又は事業所を有する個人で国外の事業を行うものに係る事業税の課税標準の算定に係る従業者数については、当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者数を合計した数値（当該算定期間中に月の末日が到来しない場合には、当該算定期間の末日現在における数値）によることとしていること。

- ⑤ 今般、法人税において地方拠点強化税制の拡充、欠損金の繰越控除制度の見直しなどの各種税制措置の見直し等が行われることを踏まえ、法人住民税、法人事業税において国税に準ずる措置を講ずることとしていること。

(2) 個人住民税

- ① 適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、所得税における措置とあわせて、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション（自主服薬）推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入することとしていること。本特例は、平成30年度分から平成34年度分の個人住民税について適用することとしていること。

なお、本特例措置が新たな控除額計算を導入するものであることも踏まえ、適切に対応していただきたいこと。

- ② 地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除（ふるさと納税）については、平成27年度税制改正において特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充し、平成28年度分以後の個人住民税から適用することとしているが、今回、分離課税に係る課税所得のみを有する場合の所得割からの特例控除の控除額の上限についても個人住民税所得割額の2割とすることとし、上記の拡充と同様に平成28年度分以後の個人住民税から適用することとしていること。

なお、ふるさと納税に係る返礼品（特産品）送付への対応については、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成27年4月1日付け総務大臣通知）において、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請しているところであること。ふるさと納税に関する現況調査（平成

27年10月23日自治税務局市町村税課)においては、500団体を超える地方団体が見直しの取組を進めているとの調査結果となったところであるが、引き続き、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

ア ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

(ア) 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品(特産品)の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

- ・ 「返礼品(特産品)の価格」や「返礼品(特産品)の価格の割合」(寄附額の何%相当など)の表示(各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。)

(イ) ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品(特産品)を送付する行為を行わないようにすること。

- ・ 換金性の高いプリペイドカード等
- ・ 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品(特産品)

イ ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額(2,000円を除く。)について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品(特産品)の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品(特産品)を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

ウ 各地方団体においては、上記ア及びイを踏まえ、返礼品(特産品)の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品(特産品)送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(3) 車体課税

① 自動車取得税の廃止

自動車取得税については、平成26年度与党税制改正大綱等を踏まえ、消

費税率10%への引上げ時である平成29年4月1日に廃止することとしていること。

② 自動車税及び軽自動車税における環境性能割（仮称）の導入

自動車税及び軽自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する自動車税環境性能割（仮称）及び軽自動車税環境性能割（仮称）を平成29年4月1日から導入することとし、具体的な内容は以下のとおりとしていること。

ア 納税義務者等

環境性能割は、自動車の取得が行われた際に、当該自動車の主たる定置場の所在地において、当該自動車を取得した者に課すること。

イ 課税主体

環境性能割は、登録車については自動車税環境性能割として都道府県が課し、軽自動車については軽自動車税環境性能割として市町村が課す税とすること。

ただし、軽自動車税環境性能割は、当分の間、都道府県が賦課徴収等を行うものとする。

ウ 課税標準と免税点

環境性能割の課税標準は、自動車の通常の取得価額とし、免税点は、50万円とすること。

エ 徴収の方法

環境性能割は、申告納付とすること（申告書に証紙を貼って納付する方法を原則とし、証紙代金収納計器で表示させる納付の方法及び現金による納付も可能とする。）。

オ 環境性能に応じた税率の適用及び非課税

（ア）乗用車（自家用）

登録車の税率	軽自動車の税率	対象車
非課税	非課税	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）
		H32 燃費基準+10%達成
1.0%	1.0%	H32 燃費基準達成
2.0%	2.0%	H27 燃費基準+10%達成
3.0%	2.0%	上記以外の車

（注1）ポスト新長期規制は、ディーゼル車等において、平成21年以降に適用される排出ガス規制。

（注2）電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

（イ）バス・トラック（営業用）

【重量車】（車両総重量3.5t超）

税率	対 象 車		
	排出ガス要件	燃費要件	
非課税	電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車 (ポスト新長期規制からNOx10%低減)		
	ディーゼルハイブリッド車	H28 規制適合	H27 燃費基準+10%達成
		ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準+10%達成
ポスト新長期規制適合		H27 燃費基準+15%達成	
0.5%	H28 規制適合	H27 燃費基準+5%達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準+5%達成	
	ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準+10%達成	
1.0%	H28 規制適合	H27 燃費基準達成	
	ポスト新長期規制 NOx・PM10%低減	H27 燃費基準達成	
	ポスト新長期規制適合	H27 燃費基準+5%達成	
2.0%	上記以外の車		

(注) H28規制は、重量車において、平成28年以降に適用される排出ガス規制。

【中量車】 【軽量車】

重量車の場合と同様の考え方にに基づき、排出ガス・燃費（H27燃費基準）の各要件を満たすものについて、要件の達成度合いに応じて税率が決定。

カ 用途、構造等による特例措置

- (ア) 都道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る環境性能割について、非課税とする措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずること。
- (イ) 公共交通移動等円滑化基準に適合したノンステップバス及びリフト付きバス並びにユニバーサルデザインタクシー（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずること。
- (ウ) 車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置を搭載した自動車（新車に限る。）に係る環境性能割について、現行の自動車取得税と同様の課税標準の特例措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずること。
- (エ) 被災代替自動車として取得した自動車に係る環境性能割について、非課税とする措置を平成29年4月1日から2年間に限り講ずること。

キ 市町村交付金

都道府県は、自動車税環境性能割について、その税込から徴税に要する

経費に相当する額を控除した額の100分の65を市町村に交付するものとする。交付基準等は、現行の自動車取得税交付金の交付基準等と同一とする。

ク 税率適用基準の見直し

税率適用基準については、2年ごとに見直すものとする。

ケ 施行期日

平成29年4月1日から施行し、同日以後に取得される自動車について適用すること。

③ 自動車税及び軽自動車税におけるグリーン化特例の見直し・延長

平成27年度末で期限切れを迎える自動車税のグリーン化特例（軽課）については、以下のとおり、基準の切り替えと重点化を行った上で1年間延長するとともに、グリーン化特例（重課）についても現行の措置を1年間延長することとしていること。また、同じく平成27年度末で期限切れを迎える軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、現行の措置を1年間延長することとしていること。

【自動車税】〔平成28年度〕

税率	対象車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
	H32 燃費基準＋ 10%達成
税率を概ね 50%軽減	H27 燃費基準＋ 20%達成

【軽自動車税】〔平成28年度〕

税率	対象車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	H32 燃費基準＋ 20%達成
税率を概ね 25%軽減	H32 燃費基準達成

(注1) 電気自動車等とは、電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、天然ガス車（ポスト新長期規制からNOx10%低減）、クリーンディーゼル乗用車（ポスト新長期規制適合）をいう。ただし、軽自動車税については、電気自動車及び天然ガス車に限る。

(注2) 電気自動車等を除き、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車（★★★★）に限る。

④ その他の特例措置の見直し・延長

ア 平成28年ディーゼル重量車排出ガス規制の導入に伴い、自動車取得税に係るエコカー減税の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が7.5tを超えるバス・トラックで同規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものを加えることとしていること。

イ 都道府県の条例に定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を1年間延長することとしていること。

ウ 被災代替自動車として取得した自動車に係る自動車取得税の非課税措置の適用期限を1年間延長することとしていること。

エ 被災代替自動車等として取得した自動車等に係る自動車税及び軽自動車税の非課税措置の適用期限を3年間延長することとしていること。

(4) 固定資産税等

- ① 地域の中小企業による設備投資の促進を図るため、中小企業者等が、中小企業の生産性向上に関する法律（仮称）の施行の日から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定生産性向上計画（仮称）に記載された生産性向上設備（仮称）のうち一定の機械及び装置の取得をした場合には、当該機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置を講ずることとしていること。

なお、与党税制改正大綱においては、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることに鑑み、償却資産に対する固定資産税の制度は堅持することとしていること。

- ② 「農地法」（昭和27年法律第229号）に基づく農業委員会による農地中間管理機構の農地中間管理権の取得に関する協議の勧告を受けた遊休農地について、農地の評価において農地売買の特殊性を考慮し正常売買価格に乘じられている割合（平成27年度の評価替えにおいて0.55）を乗じないこととする等の評価方法の変更を平成29年度から実施するため、所要の措置を講ずることとしていること。

また、所有する全ての農地（10a未満の自作地を除く。）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定し、かつ、当該賃借権等の設定期間が10年以上である農地に係る固定資産税及び都市計画税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1（賃借権等の設定期間が15年以上である農地については最初の5年間価格の2分の1）とする措置を2年間に限り講ずることとしていること。

- ③ 防災上重要な道路における無電柱化のため、道路の地下に埋設するために新設した電線等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

- ④ JR九州（株）の国鉄から承継した固定資産及び事業用固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとしていること。

- ⑤ 日本郵便株式会社が所有する一定の固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、特例率を見直した上で2年延長することとしていること。

- ⑥ 新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置を2年延長することとしていること。

- ⑦ 「地方税法」（昭和25年法律第226号）で定める特例措置の課税標準等の軽減の程度を地方団体が条例で決定できるようにする地域決定型地方税制特例措置（以下「わがまち特例」という。）を、以下の固定資産税及び都市計画税の特例措置において導入することとしていること。

ア 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）

イ 津波対策の用に供する港湾施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産

税)

ウ 認定誘導事業者が取得した公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税）

(5) 不動産取得税

中小企業者が取得する健康サポート薬局の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置を創設することとしていること。

(6) 地方消費税

① 消費税の軽減税率制度の導入

消費税の軽減税率制度の導入に関して次の事項にご留意いただきたい。

ア 消費税の軽減税率制度を、平成29年4月1日から導入することとされていること。

イ 軽減税率対象品目は、以下のとおりとされ、適用税率は8%（国分：6.24%、地方分：1.76%）とすることとされていること。

（ア）飲食料品（「食品表示法」（平成25年法律第70号）に規定する食品（「酒税法」（昭和28年法律第6号）に規定する酒類を除く。）をいい、外食サービスを除く。）

（イ）定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞

ウ 複数税率制度に対応した仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成33年4月1日から導入することとされ、それまでの間については、現行の請求書等保存方式を基本的に維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずることとされていること。

エ 軽減税率制度の導入に当たっては、財政健全化目標を堅持するとともに、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保するため、以下のとおりとされていること。

（ア）平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。

（イ）財政健全化目標との関係や平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価を踏まえつつ、消費税制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

オ 軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないよう万全の準備を進めるため、政府に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要に応じて、軽減税率制度の円滑な導入・運用に資するための必要な措置を講ずることとされていること。

② 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化

引上げ分の地方消費税収（市町村交付金を含む。以下同じ。）については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費」に充てるものと

することが「地方税法」上明記されていること。

地方団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、引上げ分の地方消費税収を全て社会保障施策に要する経費に充て、事務費や事務職員の人件費等には充てないようにするとともに、引上げ分の地方消費税収の上記経費への充当について、国の予算書等も参考に予算書や決算書の説明資料等において明示することについてご配慮いただきたいこと。

③ 地方消費税の引上げに伴う広報等施策の実施等

消費税率（国・地方）の引上げ等の社会保障と税の一体改革に対する国民の一層の理解と協力を得るためには、改革の意義や必要性について国民に分かりやすく、丁寧に説明を行う必要があること。

地方消費税の引上げに伴う広報等施策の実施については、既に「消費税率（国・地方）の引上げについて」（平成25年10月1日付け自治税務局都道府県税課長通知）で通知したとおり、改革の趣旨、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）の内容等について地域住民への広報等を十分に行うなど、国と連携を図りつつ、引き続き適切に取り組んでいただきたいこと。

また、消費税・地方消費税の賦課徴収に係る地方団体の役割の拡大として、地方団体による消費税・地方消費税の申告書の收受や納税相談等を一層推進することとしているのでご配慮いただきたいこと。

④ 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

消費税は、転嫁を通じて消費者が最終的な負担者となることが予定されている税であることから、その円滑な転嫁が図られることが重要であること。

転嫁対策については、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）第14条第3項において、「国及び都道府県は、今次の消費税率引上げに際し、この法律に違反する行為の防止及び是正を徹底するため、国民に対する広報、この法律に違反する行為に関する情報の収集、事業者に対する指導又は助言等を行うための万全の態勢を整備するものとする。」とされているところ、「消費税率（国・地方）の引上げについて」で通知したとおり、転嫁拒否等の行為の防止及び是正に係る広報を行うほか、転嫁に関する事業者や住民からの質問・相談に丁寧に対応するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保について引き続き適切に取り組んでいただく必要があること。

⑤ 地方消費税に係る徴収取扱費について、以下のとおり見直しを行い、平成28年4月から適用することとしていること。

ア 譲渡割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.55%

イ 貨物割に係る徴収取扱費

徴収取扱費算定期間内に各都道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（社会保障財源化分を除く。）×0.55%

(7) 納税環境整備等

① 個人住民税の徴収引継特例の対象拡大

都道府県知事が市町村長の同意を得て行う個人住民税の滞納処分等について、当該年度の前年度分までの個人住民税を滞納している者以外の者の当該年度分の滞納に係る徴収金を対象に加えるため所要の措置を講ずることとしていること。

② 加算金の加重措置の導入

期限後申告若しくは修正申告があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、その加算金の割合に10%加算する措置など、国税の加算税制度の見直しと同様の見直しを行うこととし、平成29年1月1日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用することとしていること。

③ 生命保険料控除証明書等及び寄附金控除の領収書に係る電子交付の導入

生命保険料控除、地震保険料控除又は寄附金控除の適用を受ける際に個人住民税の申告書等に添付等を行うこととされている控除証明書又は領収書の範囲に、保険会社等又は寄附金の受領者から電磁的方法により交付を受けた当該控除証明書又は領収書に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、真正性を担保するための所要の措置が講じられているものを加えることとし、平成31年度以後の年度分の個人住民税について適用することとしていること。

④ マイナンバー記載の対象書類等の見直し

提出者等の個人番号（マイナンバー）を記載しなければならないこととされている地方税関係書類について、次の見直しを行う等の所要の措置を講ずることとしていること。

ア 地方税関係書類のうち、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類について、提出者等の個人番号の記載を要しないこととする。

イ 給与等、公的年金等又は退職手当等の支払者に対して次に掲げる申告書の提出をする場合において、その支払者が、当該提出をする者の個人番号及び当該申告書に記載すべき控除対象配偶者又は扶養親族等の個人番号その他の事項を記載した帳簿を備えているときは、当該提出をする者は、当該申告書に、その帳簿に記載された個人番号の記載を要しないものとする。

- (ア) 給与所得者の扶養親族申告書
- (イ) 公的年金等受給者の扶養親族申告書
- (ウ) 退職所得申告書

(注) 上記の改正は、国税における手続と一体的に行われると考えられる手続については、当該国税における手続の適用開始時期（平成29年1月1日）と合わせて適用を開始することとしている。それ以外の手続に係る適用の開始時期については、「地方税法施行規則」（昭和29年総理府令第23号）改正を伴うものは平成28年1月1日から適用することとしている。また、「地方税法施行規則」改正を伴わないものは、条例、規則その他の根拠規定を速やかに改正し、原則として平成28年1月1日から適用することが適当である旨、「地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」（平成27年12月18日付け総務省自治税務局各課長連名通知）において通知しているところであること。

- ⑤ マイナンバーの利用開始に伴う固定資産課税台帳の閲覧対象事項の整理
固定資産課税台帳の様式改正により、個人番号（マイナンバー）の記載欄が設けられ、平成28年度分の固定資産税より適用される。個人番号の提供は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）第19条において制限されていることから、納税義務者（代理人を含む。）以外の者の請求に係る閲覧対象事項から個人番号を除外することとしており、適切に対応されたいこと。
- ⑥ 個人住民税における特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）のオンライン送付
電子情報処理組織（eLTAX（エルタックス））により行う給与所得に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、特別徴収義務者の同意がある場合には、当該通知の内容が当該電子情報処理組織に記録され、市町村が、その旨を事前に登録された当該特別徴収義務者の電子メールアドレス宛に送信したときに、到達したものとみなすこととしており、平成28年度以後の年度分の個人住民税について適用することとしていること。
- ⑦ 延滞金額の計算期間の見直し
最高裁判決（平成26年12月12日）を踏まえ、個人住民税、法人住民税及び事業税に係る延滞金の計算期間等について、国税における延滞税の計算期間等の見直しに準じて所要の見直しを行うこととし、平成29年1月1日以後の期間に対応する延滞金又は同日以後に申告書の提出期限が到来する地方税について適用することとしていること。
- ⑧ 法人の分割等の無効判決が確定した場合における徴収手続の整備
法人の分割又は合併につき無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合における徴収手続について、分割等をした法人は、分割により事業を承継した法人等の分割等の日後に納税義務の成立した地方税について、連帯して納付する義務を負うこととし、平成29年1月1日以後に行われる分

割等について適用することとしていること。

⑨ 事業を譲り受けた者の第二次納税義務の見直し

事業を譲り受けた者の第二次納税義務について、第二次納税義務の対象となる者の範囲を納税者と生計と一にする親族等又は1株主グループの所有株式数が会社の発行済株式の50%を超える場合等におけるその会社に限ることとした上で、事業の譲受人が同一とみられる場所において事業を営んでいるとの要件を廃止するとともに、第二次納税義務の責任について、譲受財産の価額を限度とする等の見直しを行うこととし、平成29年1月1日以後に滞納となった地方税について適用することとしていること。

2 今後の検討事項等

平成28年度税制改正大綱（平成27年12月16日自由民主党・公明党決定）においては、地方税制と関連する主な今後の検討事項等について、次のとおり記載されているので、ご留意いただきたい。

(1) 地方法人課税

大法人向けの法人事業税の外形標準課税の拡大も踏まえ、分割基準や資本割の課税標準のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

(2) 個人所得課税の見直し

（社会・経済の）構造変化を踏まえ若年層・低所得層の生活基盤を確保する観点から、（略）個人所得課税について、税込中立の考え方の下、（略）各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

個人住民税については、（地方団体が提供する行政サービスの充実や質の向上のための）財源確保の面で最も重要な税であるとともに、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることも踏まえ、制度のあり方を検討していく。

(3) 車体課税

環境性能割を導入する平成29年度以後の自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、環境性能割を補完する制度であることを明確化した上で、平成29年度税制改正において具体的な結論を得る。（略）

消費税率10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減の動向、自動車をめぐるグローバルな環境、登録車と軽自動車との課税のバランス、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化を図る観点から、平成29年度税制改正において、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講

ずる。

(4) 森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源確保

森林整備等に関する市町村の役割の強化や、地域の森林・林業を支える人材の育成確保策について必要な施策を講じた上で、市町村が主体となった森林・林業施策を推進することとし、これに必要な財源として、都市・地方を通じて国民に等しく負担を求め、市町村による継続的かつ安定的な森林整備等の財源に充てる税制（森林環境税（仮称））等の新たな仕組みを検討する。その時期については、適切に判断する。

(5) 都市農業の振興に係る税制上の措置

都市農業については、今後策定される「都市農業振興基本計画」に基づき、都市農業のための利用が継続される土地に関し、市街化区域外の農地とのバランスに配慮しつつ土地利用規制等の措置が検討されることを踏まえ、生産緑地が貸借された場合の相続税の納税猶予制度の適用など必要な税制上の措置を検討する。

3 改正増減収、平成28年度の地方税収見込額等

(1) 平成28年度の地方税制改正に伴う地方税の影響額として70億円の増収を見込んでおり、そのうち、地方税制改正によるものを29億円の増収、国の税制改正の影響に伴うものを41億円の増収と見込んでいる。

なお、この他に、国の税制改正に伴う地方法人特別譲与税の影響額として22億円の増収を見込んでいる。

(2) 平成28年度の地方財政計画における地方税収入見込額（通常収支分と東日本大震災分の合算額）については、税制改正後において前年度当初見込額に対し、1兆2,115億円、3.2%の増の3兆7,742億円（道府県税にあっては6.1%の増、市町村税にあっては0.8%の増）になるものと見込まれる。主要税目では、道府県民税のうち所得割1.2%の増、法人税割18.0%の減、法人事業税16.7%の増、地方消費税6.5%の増、市町村民税のうち所得割1.1%の増、法人税割6.4%の減、固定資産税（交付金を除く。）1.3%の増となる見込みである。

この地方税収入見込額は、地方団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要がある。

なお、平成28年度の地方税収の見積りにあたっては、以下の事項にご留意いただきたい。

① 平成27年度地方税制改正による法人事業税所得割の税率引下げと外形標準課税の拡大について、第1段階である所得割の税率の6.0%への引下げと外形標準課税の8分の3への拡大の影響が平成28年度にほぼ平年度化するものであること。なお、平成28年度地方税制改正による所得割の税

率の3.6%への引下げと外形標準課税の8分の5への拡大については、その影響が平成29年度から本格的に生じるものであること。

また、平成26年度地方税制改正による法人住民税法人税割及び法人事業税における地方法人課税の偏在是正措置（法人住民税法人税割の税率引下げ並びに地方法人特別税・譲与税の規模縮小及び法人事業税への復元）については、その影響が平成28年度において平年度化すること。

② 平成28年度における地方消費税収は、平成28年1月末日が休日であるため、1月末日までに国に納付されるべき地方消費税の納期限が延長され、その一部は2月に納付されることとなるが、2月に納付された地方消費税の国から都道府県への払い込みは4月となる結果、平成27年度の地方消費税収の一部が翌年度に繰り越されることに伴う増収の影響があること。

③ 平成26年度地方税制改正及び平成27年度地方税制改正による軽自動車税における税率引上げ並びに経年車重課及び軽課の導入は、基本的にその影響が平成28年度から生じるものであること。

(3) 地方譲与税の収入見込額は、2兆4,322億円（前年度比2,532億円、9.4%減）であり、その内訳は、地方揮発油譲与税2,578億円（同85億円、3.2%減）、石油ガス譲与税93億円（同7億円、7.0%減）、航空機燃料譲与税149億円（同2億円、1.4%増）、自動車重量譲与税2,626億円（同41億円、1.6%増）、特別とん譲与税125億円（前年度同額）及び地方法人特別譲与税1兆8,751億円（同2,483億円、11.7%減）となっている。

第二 その他

上記のほか、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 行政を効率化し、国民の利便性を高めるため、マイナンバー制度が導入され、平成28年1月1日からは個人番号・法人番号の利用が開始されていることから、累次の法令改正や技術的助言等を踏まえ、番号を利用すべき手続については、番号記載開始時期として定められた時期から円滑かつ適切に番号の利用を行うこと、また、個人番号の提供を受ける際には、関係法令や個人番号利用事務実施者として定めている告示等に基づき、適切に本人確認措置を実施すること。

さらに、地方団体が保有する税務情報は秘匿性の高い情報であることから、各地方団体において税務情報を取り扱う際には、漏えい対策に十分に留意するとともに、基幹税務システムをはじめ個人番号を含む特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムにおけるセキュリティ対策を適切に実施すること。その際、昨年6月に発生した日本年金機構における大量の個人情報流出事案も踏まえ、同年10月5日に改正された「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）に基づく措置を適切に運用いただきたいこと。

(2) e L T A Xの機能追加（平成27年8月）に伴い、e L T A Xを通じて送付する個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、平成28年度課税分の個人住民税からは、電子署名を添付した「正本」のオンライン送付が可能となることとあり、第一の1の(7)の⑥に記載のとおり到達の効力に関する規定を整備することとしていること、及び、「正本」のオンライン送付は、紙ベースでの送付を省略することができるという市区町村のメリットのみならず特別徴収義務者においてもコスト削減等のメリットがあることから、平成28年度からe L T A Xを通じて特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の「正本」送付を開始すべく、積極的に取り組んでいただきたいこと。

(3) (2)の点も踏まえ、e L T A Xにおける電子申告等受付サービスについては、納税者の利便性向上、税務事務の効率化に資するものであり、全ての関係市区町村において給与支払報告書等の電子的提出並びに法人市町村民税、固定資産税（償却資産）及び事業所税の電子申告が受け付けられるようになったところであること。さらに、法人設立届等の電子的提出（申請・届出）について、平成28年4月には、全47都道府県中42都道府県、全1,741市区町村中1,727市区町村と、ほとんどの地方団体で受け付けられるようになってきているところであること。

また、平成26年度における電子申告の利用率は、都道府県における法人住民税・法人事業税・地方法人特別税の申告については52.9%、市町村における法人市町村民税の申告については53.2%となっている一方で、固定資産税（償却資産）及び事業所税の申告については、それぞれ17.8%、9.6%となっている状況を踏まえ、事業所等におけるe L T A Xの利用は、地方団体の課税事務の一層の効率化にも資することから、法人、個人事業主、税理士等への積極的なPRに努めるなどe L T A Xの利用促進について、引き続き取り組んでいただきたいこと。

(4) 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、「地方税法」等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。このうち徴収対策については、上位3分の1の地方団体が達成している徴収率を標準的な徴収率として、平成28年度以後、基準財政収入額の算定に段階的に反映することとされたことも踏まえ、一層の取組を促進する必要があること。コンビニエンスストア、マルチペイメントネットワーク、クレジットカード等を利用した収納等の活用など納税者が税を納付しやすい納税環境については、平成29年7月からマイナポータルへの運用が開始され、電子申告及び電子納付による納税者の利便性向上が重要になるため、費用対効果の観点も踏まえながら、各地域の実情等に応じてその整備を図る必要があること。また、悪質な滞納者に対しては厳正に対処する必要があること。一方で、「地方税法」では、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあると

きは、その執行を停止することができることとされていることを踏まえ、各地方団体においては、滞納者の個別・具体的な実情を十分に把握した上で、適正な執行に努めていただきたいこと。

(5) 滞納整理などの徴収事務においては、関連法令等に関する専門的な知識や経験の蓄積が求められる一方で、行革の推進等により地方団体の税務職員数は減少傾向にあることから、税務職員に対する研修等の充実に加え、広域連合や一部事務組合等の仕組みを活用した広域的な連携により徴収事務を共同処理すること等も併せて検討することが求められること。

(6) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る地方税を賦課徴収する上で、軽減の程度を定める条例を制定することが必要であること。

また、わがまち特例については、国が一律に定めていた地方税の特例措置の内容を地方団体が自主的に判断し、条例で決定できるようにするという趣旨を踏まえ、特例措置が地域の実情に即し、適切な政策効果を発揮できるよう、各地方団体において十分に議論することが重要であること。

(7) 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）については、平成28年度下半期分についても、引き続き給付が実施されることとされており、平成28年度予算政府案に所要の予算が計上されていること。

また、低所得の高齢者等を対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金（①低所得の高齢者向け給付金、②低所得の障害・遺族基礎年金受給者向け給付金）の給付が実施されることとされており、①については平成27年度補正予算（第1号）案、②については平成28年度予算政府案に所要の予算が計上されていること。

この臨時福祉給付金（簡素な給付措置）及び年金生活者等支援臨時福祉給付金における具体的な事務の取扱いは今後決定されることとなるが、これらが消費税率（国・地方）の引上げとの関係も含め税務行政と極めて密接な関連性を有する事務であることなどから、各地方団体におかれては、「簡素な給付措置に係る税務情報の取扱い等について」（平成25年11月21日付け自治税務局市町村税課事務連絡）及び「平成27年度補正予算に関する全国説明会の開催について（情報提供）」（平成27年12月18日付け自治税務局市町村税課事務連絡）で通知している留意事項等も踏まえ、積極的にご協力いただきたいこと。

(8) 租税の役割や納税の意義等について児童・生徒や地域住民の理解を深めるための租税教育については、関係機関との連携や地域の実情に応じた独自の取組み等、引き続き、その充実に向けた取組みを推進していただきたいこと。

(9) 軽自動車税については、平成28年度分より、三輪以上の軽自動車にあつては経年車重課（以下「重課」という。）及びグリーン化特例（軽課）（以下「軽課」という。）が、二輪車等にあつては標準税率の引上げの適用が開始されることから、制度の円滑な運用に向けて、納税義務者等への周知について適切に対応されたいこと。

なお、重課・軽課の判定に必要な軽自動車検査情報については、地方公共団体

情報システム機構において平成28年度からのサービス開始に向けて準備を進めている「軽自動車検査情報市区町村提供システム」を通じて提供されることとなること。

- (10) 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- (11) 地方のたばこ税については、平成27年度税制改正において、旧3級品の紙巻たばこに係る特例税率が廃止され、平成28年度から平成31年度にかけて、段階的に税率の引上げが行われることとなっていること。これに伴い、各年度の4月1日において、これまでのたばこ税の税率引上げの場合と同様、旧3級品の紙巻たばこを販売するため一定数量以上所持する者に対して、国と地方が協力しながら手持品課税を行うこととしていること。

- (12) 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

- (13) 航空機燃料譲与税については、平成26年度地方税制改正において、着陸料割の譲与割合を2分の1（従来3分の1）、騒音世帯数割の譲与割合を2分の1（従来3分の2）とし、平成26年度及び平成27年度に限り激変緩和措置を講じてきたが、平成28年度から、本則どおり着陸料割の譲与割合が2分の1、騒音世帯数割の譲与割合が2分の1となること。